

令和 7 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	11	府 省 庁 名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	ガス供給業に係る託送料金を控除する収入割の特例措置の延長		
要望内容 (概要)	従前、「ガス供給業に係る大口需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置」として措置されてきたものであるが、平成 29 年度のガスシステム改革により、大口需要家含め、全ての需要家が自由化の対象となったことにより、本要望内容を以下のとおり改組。 ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） ガス供給業を行う法人が、他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガスの供給を行う場合における、各事業年度の収入金額。 ・ 特例措置の内容 法人事業税のガス供給業に対する課税標準である収入金額の算定に当たっては、ガスを供給するために必要な託送料金に相当する金額を控除する。		
関係条文	地方税法 附則第 9 条第 10 項、 地方税法施行令附則第 6 条の 2 第 3 項、 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律 第 7 条第 4 号		
減収 見込額	[初年度] — (▲601.6) [平年度] — (▲532.7) [改正増減収額] (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保すること（ただし、「特定ガス供給業等に係る法人事業税の課税方式の変更」が措置されれば本要望は不要）。 (2) 施策の必要性 平成 29 年度のガスシステム改革により、小売全面自由化及び事業類型の見直しが実施され、従前の旧一般ガス事業者の地域独占は撤廃され、不特定多数の需要に応じるガスの供給については、公的インフラとして実質的な地域独占を維持する一般ガス導管事業を除き、ガス小売事業（及びガス製造事業）は新規参入が認められ、自由な市場競争の下、事業を行い得ることとなった（ガス小売事業者としての登録は 280 件（令和 6 年 4 月時点））。 需要家にガスを供給するガス小売事業者（新規参入者に加え、従前の一般ガス事業者のうちガス小売事業の登録をしている者も含む）は、そのガスの供給に際し自前の導管を所有しない場合、ガス導管網を所有する一般ガス導管事業者等からの託送供給を受けて、消費者にガスを供給することが必要である。このため、ガスの供給においては、ガス小売事業者は、一般ガス導管事業者等に対しその託送供給の対価たる託送料金（規制料金）を支払うとともに、当該託送料金相当額を含めて需要家からガスの供給に係る料金を収受することとなる。すなわち、託送料金相当額が、収受側と支出側のいずれの法人でも課税標準を構成する結果として二重課税が発生することとなる。 したがって、収入金額を課税標準とするガス小売事業者においては、託送供給によるガスの供給に際して必ず生ずる支出たる託送料金相当額に係る二重課税を回避し、もってガス小売事業の公平な競争環境を整備するとともに、他の事業との課税の公平性を確保するため、ガス小売事業者の収入金額から、託送料金相当額を控除することが必要である。		
本要望に 対応する 縮減案	—		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進エネルギー・環境 【背景となる閣議決定】 「エネルギー基本計画（令和3年10月22日閣議決定）」 5. 2050年を見据えた2030年に向けた政策対応 （11）エネルギーシステム改革の進捗とシステムの深化に向けた取組 ②ガスシステム改革の進捗とシステムの深化に向けた取組
		政策の達成目標	効率的かつ安定的なガス供給を実現するため、経営の効率化による料金の低廉化、事業機会の提供を通じた事業者間の競争の活性化及び新規参入者による需要家向け市場への参入の促進を図る。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間 令和7年4月1日～令和10年3月31日 （「特定ガス供給業等に係る法人事業税の課税方式の変更」における要望内容が実現すれば本要望は不要）
		同上の期間中の達成目標	ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保すること。
		政策目標の達成状況	ガスの自由化市場の公平な競争環境が設けられていることにより、平成29年度の小売全面自由化以降、新規参入者による託送量は増加傾向にあり、事業者間の競争の活性化及び新規参入者による需要家向け市場の参入も促進されている。
	有効性	要望の措置の適用見込み	ガス小売事業者等 107社（令和6年度見込み）
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本措置により、収入金額を課税標準としないガス小売事業者及び他の一般の事業との間で生じている課税関係の不整合の一部が是正されることになるため、ガス事業への参入促進並びに市場における競争促進に寄与することとなる（ただし、上述のとおり、「特定ガス供給業等に係る法人事業税の課税方式の変更」における要望内容が実現すれば本要望は不要となる）。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	関連する措置はない。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	関連する措置はない。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	税制の原則（二重課税の排除）によりガス小売事業者間の課税の公平性を図り、公平なコスト環境の下での競争を実施することができる。なお、収入金課税が適用されている電気供給業においても同一趣旨の特例措置が講ぜられている。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	○対象事業者数 ガス小売事業者 107 社 （令和 5 年度実績） ○減税額（百万円） 令和 3 〃 : 1,264.7 （実 績） 〃 4 〃 : 730.6 （ 〃 ） 〃 5 〃 : 718.4 （ 〃 ） 〃 6 〃 : 654.8 （見込み） 〃 7 〃 : 601.6 （ 〃 ） 〃 8 〃 : 555.4 （ 〃 ） 〃 9 〃 : 509.9 （ 〃 ）
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	適用総額の種類 : 課税標準（収入金額） 適用総額（千円） : 令和 2 年度 37,937,917 千円 令和 3 年度 43,251,285 千円 令和 4 年度 47,235,437 千円
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	課税の公平性が図られることにより、自由化された市場における総ガス販売量に占める新規参入者のシェアは着実に伸張しており、自由化の進展に寄与してきたと言える。
	前回要望時の達成目標	ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保すること。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		平成 20 年度創設。以降、平成 22 年度、25 年度、28 年度、31 年度、令和 3 年度にそれぞれ 3 年間の延長を要望。